

令和 7 年 度

刈 谷 市 各 会 計 補 正 予 算 書

令和 7 年 9 月定例会

議案第 7 2 号

令和 7 年度刈谷市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度刈谷市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,475,976 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75,924,206 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		11,118,210	171,169	11,289,379
	2 国庫補助金	2,914,272	171,169	3,085,441
16 県支出金		5,022,836	8,991	5,031,827
	2 県補助金	1,956,019	8,991	1,965,010
18 寄附金		113,003	2,934	115,937
	1 寄附金	113,003	2,934	115,937
19 繰入金		3,949,363	292,406	4,241,769
	1 繰入金	3,949,363	292,406	4,241,769
20 繰越金		1,003,600	1,123,314	2,126,914
	1 繰越金	1,003,600	1,123,314	2,126,914
21 諸収入		3,062,903	112,762	3,175,665
	4 雑入	2,503,482	112,762	2,616,244
22 市債		3,007,700	△235,600	2,772,100
	1 市債	3,007,700	△235,600	2,772,100
歳 入 合 計		74,448,230	1,475,976	75,924,206

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,238,329	473,808	7,712,137
	1 総務管理費	5,449,979	466,244	5,916,223
	2 徴税費	897,807	0	897,807
	3 戸籍住民基本台帳費	629,553	7,564	637,117
3 民生費		31,550,699	61,747	31,612,446
	1 社会福祉費	14,049,108	13,219	14,062,327
	2 児童福祉費	15,969,729	48,528	16,018,257
4 衛生費		5,919,889	22,373	5,942,262
	1 保健衛生費	3,106,603	22,373	3,128,976
	2 清掃費	2,813,286	0	2,813,286
6 農林水産業費		799,247	50,240	849,487
	1 農業費	799,247	50,240	849,487
7 商工費		1,987,376	191,085	2,178,461
	1 商工費	1,987,376	191,085	2,178,461
8 土木費		12,885,140	642,155	13,527,295
	2 道路橋りょう費	2,704,294	549,642	3,253,936
	3 河川費	360,420	136,000	496,420
	4 都市計画費	6,916,970	△136,119	6,780,851
	5 下水道費	2,071,511	91,832	2,163,343
	6 住宅費	597,924	800	598,724
9 消防費		1,913,218	△57,427	1,855,791
	1 消防費	1,913,218	△57,427	1,855,791

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		10,061,177	91,995	10,153,172
	1 教育総務費	1,105,876	89,120	1,194,996
	2 小学校費	1,486,503	0	1,486,503
	3 中学校費	695,790	500	696,290
	5 社会教育費	3,170,660	50	3,170,710
	6 保健体育費	3,439,602	2,325	3,441,927
12 公債費		1,511,671	0	1,511,671
	1 公債費	1,511,671	0	1,511,671
歳 出 合 計		74,448,230	1,475,976	75,924,206

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	事業用脱炭素促進設備導入費補助事業	37,144
6 農林水産業費	1 農業費	単独土地改良事業	9,500
7 商工費	1 商工費	施設改修事業	7,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	125,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道01-36号線他道路新設改良事業	130,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道1-87号線他道路新設改良事業	71,390
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化整備事業	24,000
8 土木費	3 河川費	排水機場改修事業	59,000
8 土木費	3 河川費	逢妻町地内排水路改修事業	77,000
8 土木費	4 都市計画費	駅前広場等改修事業	63,000
8 土木費	4 都市計画費	公園施設更新事業	56,033
10 教育費	1 教育総務費	修学旅行費補助事業	89,120
合 計			748,587

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
J R 刈谷 駅 総 合 改 善 業	758,100	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に よる据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。	522,500	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に よる据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。

議案第 7 3 号

令和 7 年度刈谷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度刈谷市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2, 1 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 6 7 8, 8 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2	22,260	22,262
	1 国庫補助金	2	22,260	22,262
6 繰入金		1,141,465	△117	1,141,348
	1 他会計繰入金	1,141,464	△117	1,141,347
歳 入 合 計		11,656,692	22,143	11,678,835

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		198,458	22,143	220,601
	1 総務管理費	187,243	22,143	209,386
歳 出 合 計		11,656,692	22,143	11,678,835

議案第 7 4 号

令和 7 年度刈谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度刈谷市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 9 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 1 0, 0 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		284,315	△4	284,311
	1 一般会計繰入金	284,315	△4	284,311
3 繰越金		1	6,909	6,910
	1 繰越金	1	6,909	6,910
5 国庫支出金		0	4	4
	1 国庫補助金	0	4	4
歳 入 合 計		2,603,113	6,909	2,610,022

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		8,051	0	8,051
	1 徴収費	8,051	0	8,051
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,592,211	6,327	2,598,538
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,592,211	6,327	2,598,538
3 諸支出金		2,851	582	3,433
	2 繰出金	1	582	583
歳 出 合 計		2,603,113	6,909	2,610,022

議案第 75 号

令和 7 年度刈谷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度刈谷市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 384,325 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,738,193 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,918,671	12,134	1,930,805
	2 国庫補助金	238,882	12,134	251,016
4 支払基金交付金		2,590,531	9,754	2,600,285
	1 支払基金交付金	2,590,531	9,754	2,600,285
5 県支出金		1,427,627	7,461	1,435,088
	2 県補助金	100,808	7,461	108,269
7 繰入金		1,924,830	184	1,925,014
	1 一般会計繰入金	1,777,563	△97	1,777,466
	2 基金繰入金	147,267	281	147,548
8 繰越金		2	354,792	354,794
	1 繰越金	2	354,792	354,794
歳 入 合 計		10,353,868	384,325	10,738,193

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		313,760	0	313,760
	2 徴収費	13,596	0	13,596
3 地域支援事業費		783,112	0	783,112
	1 介護予防事業費	379,887	0	379,887
	3 包括的支援事業・任意事業費	352,878	0	352,878
4 基金積立金		1,594	145,723	147,317
	1 基金積立金	1,594	145,723	147,317
5 諸支出金		4,292	238,602	242,894
	1 償還金及び還付加算金	4,291	37,778	42,069
	2 繰出金	1	200,824	200,825
歳 出 合 計		10,353,868	384,325	10,738,193

議案第 7 6 号

令和 7 年度刈谷市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度刈谷市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度刈谷市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	2,895,856 千円	2,342 千円	2,898,198 千円
第 1 項 営業収益	2,625,198 千円	△225,970 千円	2,399,228 千円
第 2 項 営業外収益	270,648 千円	228,312 千円	498,960 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	2,982,692 千円	3,870 千円	2,986,562 千円
第 1 項 営業費用	2,920,903 千円	3,870 千円	2,924,773 千円

（条文の追加）

第 3 条 予算第 1 0 条を予算第 1 1 条とし、予算第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（他会計からの補助金）

第 1 0 条 水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2 2 6 , 9 8 0 千円である。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

議案第 77 号

令和 7 年度刈谷市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度刈谷市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度刈谷市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた主要な建設改良事業の管渠施設費を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
管渠施設費	1,064,344 千円	537,000 千円	1,601,344 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	3,888,554 千円	1,332 千円	3,889,886 千円
第 2 項 営業外収益	1,931,435 千円	1,332 千円	1,932,767 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3,888,513 千円	1,332 千円	3,889,845 千円
第 1 項 営業費用	3,638,730 千円	1,332 千円	3,640,062 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,604,866 千円	537,000 千円	2,141,866 千円
第 1 項 企業債	480,800 千円	320,500 千円	801,300 千円
第 2 項 出資金	892,547 千円	90,500 千円	983,047 千円
第 4 項 補助金	210,550 千円	126,000 千円	336,550 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2,464,954 千円	537,000 千円	3,001,954 千円
第 1 項 建設改良費	1,145,640 千円	537,000 千円	1,682,640 千円

(継続費)

第5条 令和6年度刈谷市下水道事業会計予算第5条に定めた継続費を次のとおり補正する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公 共 下 水 道 汚 水 整 備 事 業	1,062,407	6	285,996	1,132,407	6	285,996
				7	426,960		7	496,960
				8	349,451		8	349,451

(企業債)

第6条 予算第5条に定めた起債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	480,800	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	801,300	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条本文中「542,496千円」を「543,828千円」に改

める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲 垣 武